

東海第二発電所

原子炉压力容器胴の特別点検の範囲について

1. UT範囲について

- ▶ 原子力規制委員会「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」では原子炉压力容器の母材及び溶接部のUT対象部位は「炉心領域」としている。
- ▶ 東海第二発電所の工事計画書（工認）では燃料有効長は 3708mm とされており、したがって「炉心領域」は原子炉压力容器底部より 5494mm～9203mm となる。
- ▶ 一方、東海第二発電所の原子炉压力容器特別点検項目のうち炉心領域のUTについては、原子炉压力容器特別点検要領書において試験探傷部位を「原子炉压力容器底部より 5494mm～9152mm（燃料棒有効長さ）」としており、工事計画書記載の燃料有効長頂部（TAF）（9203mm）と異なっている。
- ▶ このため、本来の工事計画書記載のTAFの数値と異なる部分を追加で点検し、その結果を運転期間延長申請書の補正として提出させていただきたい。

2. QMS上の取扱い

- ▶ 今回のTAFの数値が、当社に登録されていた図面等で異なる値が認識されずに存在していたことは、QMS上の問題として重く受け止めている。
- ▶ 関連図面（第1種、第2種）が適正に紐付いた状態で管理できるよう、運用方法を改善し、設計変更の際には、関連図面の修正と識別が確実に行われるようにする。
- ▶ なお、今回の事案については、社内のQMS規程に基づき不適合管理票を発行して対応しており、今回問題となった製造メーカーの図面は適正に修正するとともに、水平展開及び是正措置を図る。

3. 延長認可申請に係る今後の対応

- ▶ 前述の追加UTについては、可能な限り早い時期に実施する。
- ▶ 延長認可申請書については、今回問題となったTAFの数値が他に用いられていないことを確認しているが、それ以外の数値については、記載した数値の根拠を再確認した上で、適正な数値であるか否かを速やかに確認する。

以 上